APAJ-CG 2020 年 10 月 21 日

一般命令 その 1

題 在日米陸軍司令官を最高責任者とする管轄域に所属する人員の禁止行為

目的 この一般命令は、在日米陸軍最高責任者の責任地域にあるすべての米陸軍関係者の良好な秩序と規律、健康と安全を乱す行動を明示するものである。

権限 合衆国法典第 10 編 47 章（統一軍事裁判法）；陸軍省一般命令その 3、1981 年 1 月 19 日；国防総省通達 6200.03、国防総省内における公衆衛生非常事態管理（PHEM）、2019 年 3 月 28 日；米太平洋陸軍規則 27-10、法務部、2018 年 1 月 19 日付；在日米軍、部隊健康保険保護命令 20-002、2020 年 6 月 10 日付、改正及び修正命令含む

適用範囲 この一般命令は、日本国に駐留、所属、または物理的に所在する、及び・または在日米陸軍の責任地域に配属される軍命令の対象者であるすべての個人に対して適用される。本命令は在日米陸軍の施設に所在する軍人に及び軍人以外の全ての人員に適用される。本命令における「軍人以外の全ての人員」には、国防省軍属職員、扶養家族、契約職員、他の日米地位協定の適用される人員（歳出外資金による諸機関職員）及び現地採用従業員が含まれる。第 10 支援群司令官は、沖縄地区調整委員会（OACC）で決定された事項を履行するため、在日米陸軍司令官と調整の上、本命令を変更、または軍人に対して制限地域を設定する権限を持つ。

刑罰命令 本命令は罰則を伴うものである。命令に違反する軍人は、統一軍法典に基づき罰せられるとともに、行政措置の対象となる可能性がある。軍人以外の人員がこの命令に従わなかった場合、（必要に応じて）雇用上不利益となる処分、外国環境に不適格とする裁定、福利厚生権利の喪失、施設への立入り権利の喪失、権利のはく奪、扶養家族の早期帰国といった行政措置の対象となる可能性がある。

1. 軍としての目的と必要性 新型コロナウィルスの感染が拡大しており、伝染防止のための積極的な予防及びリスク低減のための措置が必要である。軍人及び軍人以外の人員の健康を守るため、一部の行動を制限することは不可欠である。国防省（DoD）および陸軍省（DA）との整合性を図り、一部の行動を制限して良好な秩序と規律を維持し、健康と安全を守り、部隊の即応性を適切に保つことが賢明である。

2. 公務上の移動
すべての人員は、公務上の移動に関して、国防総省・陸軍省・指揮官の方針を遵守する。在日米陸軍司令官は、日本国内で完結する全ての公務上の移動について任務の遂行に不可欠であると判断した。日本国内における公務上の移動に関しては、中佐級・GS-14 等級の指揮官または部長に権限を付与した。日本国外における公務上の移動に関する権限は引き続き在日米陸軍司令官の承認を必要とする。

3. 禁止・制限事項　軍人は下記の禁止及び制限事項を遵守することが求められる、本命令に背いた軍人は、統一軍事裁判法（UCMJ）に基づき処罰を受け、行政措置の対象となる可能性がある。軍人以外の全ての人員も、これら禁止及び制限事項に遵守することが強く奨励される。軍人以外の人員がこの命令に従わなかった場合、（必要に応じて）雇用上不利益となる処分、外国環境に不適格とする裁定、福利厚生権利の喪失、施設への立入り権利の喪失、権利のはく奪、扶養家族の早期帰国といった行政措置の対象となる可能性がある。

a. 基地外における移動　キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノースドックに駐留・配属・派遣されている軍人（他軍種も含む）は、添付 A（新型コロナウィルスのリスク評価地図）に示された移動禁止地域を除き、キャンプ座間より 150 キロ圏内の地域を移動可能とする。これらの地域制限は変更される可能性があり、修正事項は本司令部が発簡する修正命令に反映される。キャンプ座間、相模総合補給廠及び横浜ノースドック以外の施設に駐留する軍人は、指揮系統における直属の大佐級指揮官の定める移動制限を遵守する。

b. 軍人の日本国内の指定された地域外（日本本土所属の軍人は 150 キロ圏外の本州・九州・北海道・四国、九州島しょ部。沖縄の人員は第 10 支援群の方針に準拠）での休暇及び通過には指定された大佐級・中佐級の指揮官または部長による例外措置（ETP）の承認を必要とする（承認を与える権限のある指揮官は添付 B を参照）。日本国外または本州から沖縄へ移動する軍人は、在日米陸軍司令官による例外措置（ETP）の承認を必要とする。軍人の所属駐屯地から 150 キロ圏内の移動は通常の休暇手続きで承認を受けることができる。

c. 軍人による中・高・最高リスクレベルの地域（神奈川県の一部・東京都・埼玉県・千葉県の制限地域外を除く）への移動は、在日米陸軍司令官による例外措置（ETP）が承認されていない場合は禁止する。日本国内の地域のリスクレベルを示した地図は添付 A 参照のこと。

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

d. 私有車両による移動禁止地域の通過は、運転手及び同乗者が車外に出ない限り、許可される（緊急時はこの限りではない）。

e. 酒場および社交場への立入りは、引き続き禁止とする。飲食店及び店舗を利用する際は、1 つの施設につき滞在時間を 90 分以内に制限するほか、マスクを着用し、適切なソーシャルディスタンスを確保するとともに、衛生処置を講じる。

f. 公共交通機関の利用　公共交通機関（鉄道、タクシー、地下鉄、バス、フェリー及び路面電車）の利用は、一定の制限を設けた上で、公用、私用を問わず許可する。交通機関の混雑時間（平日 0700-0900 及び 1700-1900）は、例外措置（ETP）が指揮系統における直属の中佐級・GS-14 等級の指揮官または部長から承認されていない限り、公共交通機関を利用してはならない。週末における公共交通機関の利用は、時間上の制約はなしとする。いかなる公共交通機関も（家族または少人数で移動する際、同時に移動することを可能とするタクシーの利用を除く）乗車率が 50％を超えている場合は利用を避けなければならない。いかなる個人も、公共交通機関によって制限地域を通過してはならない（例外として、成田空港及び羽田空港行き（往路）の旅客用民間航空リムジンバスについては、制限地域に停車しない限り利用できる）。公共交通機関を利用する者は必ず、マスクを常時着用し、利用前及び利用後は消毒剤を使用すること。新幹線の利用には添付 B で指定された大佐級・中佐級の指揮官または部長の承認が必要であり、制限地域での出発、到着及び乗り換えは認められない。日本本土における民間航空機の利用には添付 B で指定された大佐級・中佐級の指揮官または部長の承認が必要である。公共交通機関によって制限地域を通過してはならず、空港への交通手段は私有車両、タクシーまたはリムジンバスに限られる。

g. 他の軍施設への移動　第 8 節に記載されている医療上の緊急時や特別な診察、または公務上の移動のため中佐級・GS-14 等級の指揮官または部長が承認した場合を除き、健康保護態勢 C（チャーリー）以上にある施設への移動を禁止する。

h. 飲酒　軍人は、指揮系統に定められた通り、職務開始から遡り 8 時間以内の飲酒を禁止とする。中佐級の指揮官は、兵舎における酒類所有に制限を設ける裁量権を持つ。

4. 集会等

a. 全ての私的・政府機構が関わらない非公式の、集会等及び会議等における参加人数は、在日米陸軍司令官による例外措置（ETP）が認められない場合、屋内

の場合 10 名、屋外の場合 25 名までとする。本制限は在日米陸軍及び在日米軍が管轄する全ての施設、または政府によって家賃が支払われる基地外の住宅に適用される。主催者は濃厚接触者の追跡に使用するため、10 分間以上滞在したすべての参加者を記録する必要がある。

b. 職場における公式の会議等の参加人数は、下記の c 項に記載のある例外措置（ETP）の承認がない場合、屋内の場合 10 名、屋外の場合 25 名までとする。

c. 司令官等の交代式、公式の表彰式（歓迎会・送別会を除く）または任務の遂行に必要な会議等の、部隊または組織の公務上の行事を実施する場合、中佐級の指揮官または部長は、参加人数を屋内の場合 25 名、屋外の場合 50 名までとする例外措置（ETP）を承認できる。上記より規模の大きい集会については、在日米陸軍司令官の承認を必要とする。

d. 兵舎に居住する軍人については、一室に滞在する人数の上限は常時 4 名までとする。

e. 国防省関連施設および基地においては、引き続き、可能な限り、2 メートルの距離を保つこと。2 メートルのソーシャルディスタンスを確保できない公共の場及び作業区域内ではマスクを着用する（軍施設内の住居において自身の家族は対象とならない）。すべての人員は衛生状態を良好に保ち、手洗いを頻繁に励行する。

f. すべての軍人にとって日々の体力錬成は必須であり、任務によって規定されている。集団での体力錬成は 10 名まで、かつ、屋外のみとする。屋内運動施設の使用は個人の体力錬成に限定する。

5. 衛生当局への報告及び行動制限

a. 新型コロナウィルスの症状（発熱、悪寒、咳、息切れ、倦怠感、筋肉痛、頭痛、鼻づまり、鼻水）があるすべての人員は、電話で医療従事者に報告するとともに、自らの指揮系統、局長・室長、組織のリーダー、または所属組織の連絡先に症状を電話で伝え、医療的な指示に従わなければならない。

b. 行動制限（ROM） すべての軍人は、行動制限、検疫または隔離命令に関して、医療従事者及び指揮官の指示に従わなければならない。軍人以外の人員も、医療関連および指導関連の事項を遵守することが強く奨励される。同人員は、行動制

限及び隔離措置に関連する要請の提示に自主的に同意しなければならない。同人員が新型コロナウィルスに感染した場合場合、隔離措置の命令を受ける可能性がある（現地採用従業員には、日本国政府との調整が行われた後にのみ隔離措置が講じられる）行動制限、検疫または隔離措置の要請に対し不履行であった場合、軍施設への立入り権利はく奪を含む行政処分の対象となる可能性がある。

c. 屋内退避宣言　在日米陸軍司令官は日本における米陸軍とその地域社会の安全が引き続き守られるよう、柔軟な対応を可能とする屋内退避計画を策定した。司令官により屋内退避命令が発出された場合、すべての人員は、在日米陸軍地域社会の関係者と部隊の健康を守るため、指定された在日米陸軍施設における行動と活動に関する追加制限を遵守する。

6. 報告義務

a. **本命令に対する違反はすべて報告される。過少報告は引き続き問題として扱われる。指揮官は正確な報告をする責務がある。**部隊長、部長、各組織の長およびコミュニティに所属するその他の人員は、一般命令その 1、屋内退避、ROM、検疫、または隔離に違反する者を確認した場合、メールにて下記連絡先に報告する。

(1) 24 時間以内に在日米陸軍緊急対応センター（EAC）まで
usarmy.zama.usarpac.mbx.command-center@mail.mil
(2) 在日米陸軍法務部まで
usarmy.zama.usarpac.mbx.usarj-sjarecipients@mail.mil

b. 中佐級以上の指揮官は、組織内の人員が本命令に違反したことを確認した場合、違反の確認から 24 時間以内に、違反の詳細及び行動指針案をメールによって、在日米陸軍司令官に報告する。また、在日米陸軍法務部エリザベス・アレン中佐（elizabeth.f.allen@mail.mil）に同報メールを送信する。指揮系統に所属しない人員の報告指揮官は在日米陸軍基地管理本部司令官とする。

c. 軍人による一般命令その 1 の違反　在日米陸軍命令による改正、修正命令もしくは、隔離、検疫及び ROM に関する指示を違反した軍人については、将官による戒告状（GOMOR）交付のため、在日米陸軍司令官に報告される。

7. 緊急時　緊急時は下記の通り取り扱う。危険の可能性がある緊急時には、本命令に対し事前承認または通知を必要としない。緊急時に制限区域内に入域する際は、指

揮系統に、または指揮系統を持たない人員は基地管理本部司令官に報告する。

8. 個人の責務　本命令の対象となる人員は、ここで規定される禁止事項につき、承知及び理解していることを個人の責務とする。これに加え、日本国の新型コロナウイルス対策に関する法令及び規則を熟知し、尊重すること。

9. 部隊長の責務　部隊長は部隊の人員に対し、本命令が定める禁止事項及び規定についての説明を確実に行う。

10. 免責及び修正事項　本一般命令のいかなる条項に対する免責を求める場合は、指揮系統を通して申し出を行い、在日米陸軍司令官在日米陸軍司令官が決裁する。隷下の部隊長は、良好な秩序と規律の維持に必要であれば、本命令内容に沿う追加の制限を課すことができる。軍指揮系統を持たない人員（国防総省教育本部、国防物品販売局、その他の組織に属する職員）は在日米陸軍基地管理本部司令官を通じて申請する。

11. 発行日　本一般命令は即時有効とし、在日米陸軍司令官が無効とするまで有効とする。

在日米陸軍司令官
米国陸軍少将
ヴィエット・X・ルオン

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

添付 A 新型コロナウィルスのリスク評価地図

日本全域及び新型コロナウィルスのリスク評価を行った最新の地図は下記のリンクを参照
https://army.deps.mil/Army/CMDS/USARJ/staff/g3/contg/_layouts/1S/DocIdRedir.aspx?1D=UNWFTF4HSQKA-717329929-512

首都圏の制限地域を示す地図
https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1UpRJX51iewDH2VsSvUyiMs7fcQwmBdR1&usp=sharing

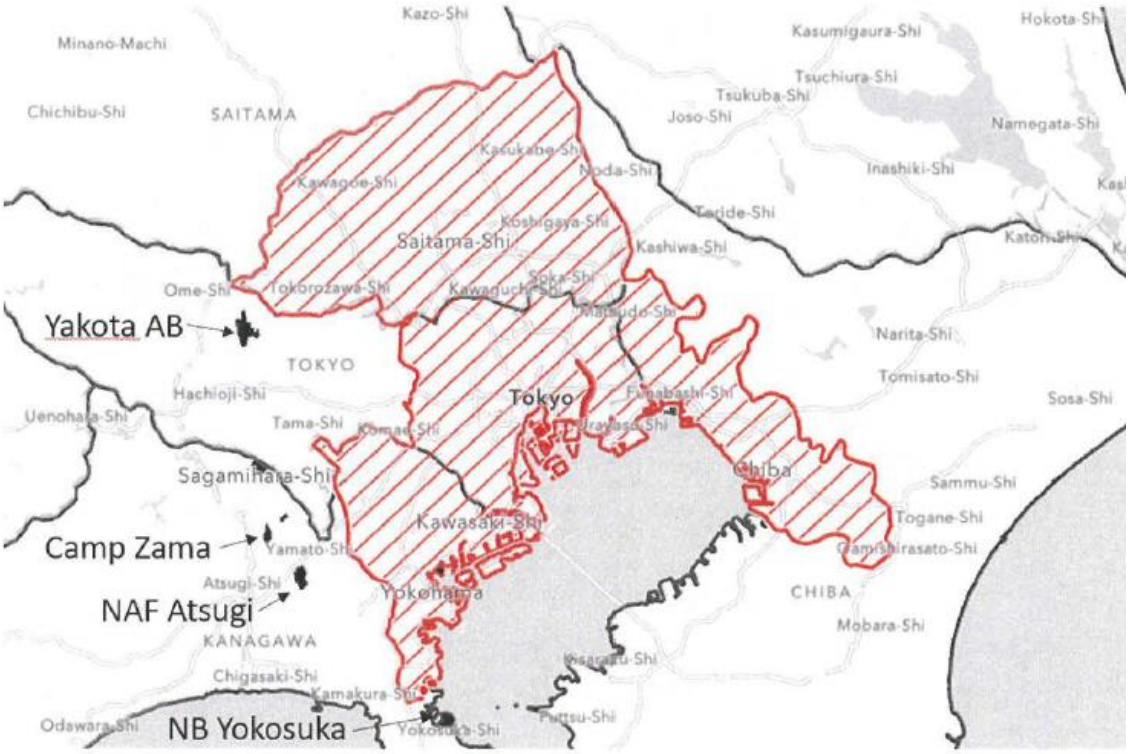

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

添付 B 日本国内において 150 キロ圏外での休暇・通過の承認を与える権限のある指揮官・部長

注：下記の黄色で記された大佐級・中佐級・GS-14 等級の指揮官・部長等は、第 3 節において 150 キロ圏外での休暇・通過の承認を与えることのできる権限を持つ

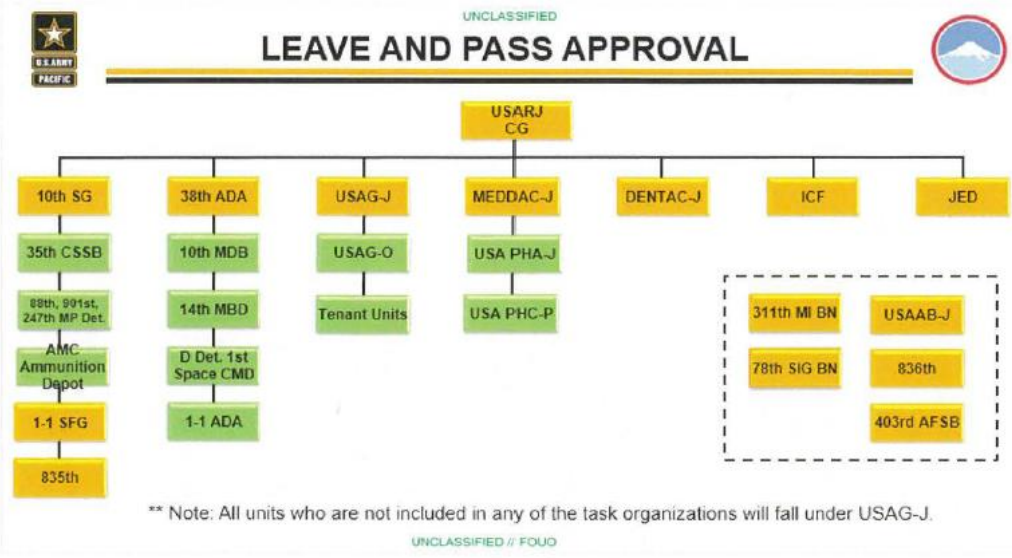

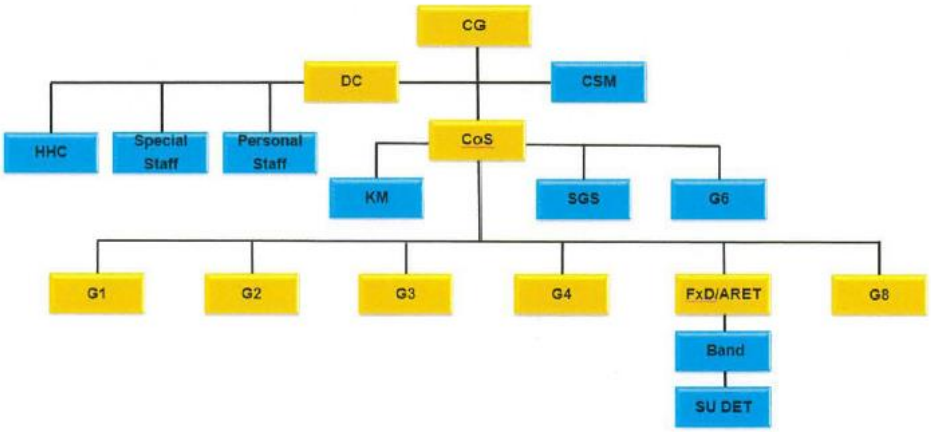

(**)：上記の組織図に含まれない全ての部隊は在日米陸軍基地管理本部が管轄する。